農地法第3条許可申請 必要書類一覧表（被設定人又は譲受人が個人の場合）

必 要 書 類 等	部数	備 考
□ 第3条許可申請書(様式1-1)	1部	
□ 第3条許可申請書(別添)（様式1-2)	1部	
※以下添付書類	部数	備 考
□ ① 申請地の土地登記簿謄本（3ヶ月以内）	1部	
□ ② 申請地の地番図（公図）	1部	
□ ③ 住民票（譲受人・被設定人、世帯全員、3ヶ月以内）	1部	当市農業委員会の基本台帳に登載されている場合は不要
□ ④ 誓約書 （譲受人・被設定人）	1部	
□ ⑤ 農業経営計画書（譲受人・被設定人）	1部	
□ ⑥ 現在の耕作状況一覧表（譲受人・被設定人）	1部	
□ ⑦ 申請地の位置図（住宅地図）	1部	(1/2,500程度)
□ ⑧ 譲受人・被設定人の通作経路図	1部	
□ ⑨ 耕作証明書（譲受人・被設定人）	1部	譲受人・被設定人住所地が市外の場合
□ ⑩ 使用貸借又は賃貸借に限る申請の場合は、 契約書の写し	2部	使用貸借又は賃貸借の場合

●許可基準

※ 全部効率利用要件(すべての農地を効率的に耕作する事)・常時従事要件(概ね年間150日以上従事する事)・調和要件(周辺に悪影響を与えない事)を満たしており、通作距離が概ね30km、1時間以内。

※ 申請書に不備がなければ、申請書受付の翌月の定例会にて許可審議致します。

（定例会開催日につきましては、農業委員会事務局にてお問合せください。）℡ 072-483-9975

●その他

※ 土地登記簿謄本の所有者の住所が現住所と違う場合は、つながりのわかる住民票又は戸籍の附票を添付 してください。

※ 申請内容により他の書類提出を求める場合があります。